

## 審議結果

審議会等名称

令和 5 年度神奈川県水産審議会

開催日時

令和 6 年 3 月 26 日 (火) 10 : 15 ~ 12 : 00

開催場所

神奈川県庁新庁舎 9 階 議会第 8 会議室

出席者

井貫 晴介【会長】  
高橋 征人【副会長】  
鳥海 義文  
星野 拓吉  
水上 美弥子  
蒲谷 泰延  
栗原 信二  
櫻本 和美  
向井 友花  
浪川 珠乃  
堀井 豊充  
田口 さつき

次回開催予定日

令和 6 年 7 月

所属名、担当者名

環境農政局 農水産部 水産課 水産企画グループ 石井、仲手川

掲載形式

議事録

## 審議（会議）経過

議事までの進行

開会宣言…水産課 古性副課長

あいさつ…環境農政局 尾埜局長

資料の確認…水産課 古性副課長

審議会議事録の公開について確認…水産課 古性副課長

## 令和5年度神奈川県水産審議会議事録

### 議事

#### 1 報告事項

ア 「附属機関の設置に関する条例」及び「神奈川県水産審議会規則」の改正について

イ 漁業権の切替えについて

ウ 漁協の合併について

エ 「かながわ水産業活性化指針」の取組状況について

オ 令和6年度当初予算（案）主要施策の概要2

#### 2 審議事項

ア 令和6年度栽培漁業実施計画（案）について  
（案）のとおり承認された。

#### 3 その他

## 結果（発言記録）

### 1 報告事項

ア 「附属機関の設置に関する条例」及び「神奈川県水産審議会規則」の改正について・・・資料1により水産課水産企画グループ 原田副技幹から説明。

### ○ 田口委員

2つお聞きしたいです。1つは、漁業協同組合整備計画並びに漁業構造改善事業計画が、最近審議されなかった理由についてです。

2つ目は、水産業の定義について、基本的には漁業と水産加工業ということではありますが、そもそも明確な定義がないうえ、最近さらに分野が広がってきているという感じがし

ます。例えば、海を使った観光や、あるいは海藻を使った炭素固定などです。この2つ、お考えをお聞きしたいと思います。

● **山本水産課長**

まず1点目、漁業協同組合整備計画並びに漁業構造改善事業計画について、これが近年議論されてなかったことについてですが、漁業協同組合整備計画につきましては、旧漁協整備促進法が昭和35年に公布され、同法において、漁協整備つまり合併をしていく計画を作ることを審議会の諮問事項の1つとしております。

それから、漁業構造改善計画ですが、これは国の旧沿岸漁業等振興法に基づく、ハード整備の事業です。法の中で、この事業を活用する場合は、協議会を設置すると規定されており、その協議会としてこの審議会というものを活用させていただいたという経緯がございます。しかし、漁業協同組合整備法につきましても、沿岸漁業等振興法につきましても、改正されておまして、これに該当する事由が既に実態としてないということから、この審議会において議論することはなかったというのが事実でございます。

○ **田口委員**

ありがとうございます。そうすると、沿岸漁業等振興法では、例えば漁港の整備計画については、今後は、かながわ水産業活性化指針の中で、話し合われることになっていくということでしょうか。

● **山本水産課長**

漁港につきましては、漁港漁場整備法という別の法律がございまして、それに基づいて実施をしております。

○ **田口委員**

他の部分に関しては、今後は、かながわ水産業活性化指針の方で対応して、策定するときに審議をしていくということでしょうか。

● **山本水産課長**

今回の条例改正で、個別の事業の案件を設置目的として挙げる形ではなく、水産振興に関する重要な案件を審議するというように改正させていただいた経緯がございますので、まさにその活性化指針等についても、この場でご審議いただくという形になって参ります。

○ **田口委員**

色々なことを広範囲に今後は話すということですか。

● 山本水産課長

はい。もう1点の水産業の範囲についてですが、県に行政組織規則というのがございまして、各所属の担当事務が定められています。その範囲としては、漁業養殖、増殖、加工流通、魚病、漁港、魚礁を設置する漁場の整備ということが挙げられます。

また、委員が先ほど言われた、海業は水産の部分もあれば観光の部分もありますけど、連携しながらやっていくということで、水産の中での話になると思います。

なお、環境で今よくブルーカーボンと言われますが、漁場の再生・藻場の回復という観点で、結果としてブルーカーボンに繋がっているということなので、ブルーカーボンの部分は別のセクションが担当するということになっております。

イ 漁業権の切替えについて・・・資料2により水産課漁業調整・資源管理グループ相澤副技幹から説明。

○ 田口委員

昨年の報告ですと、定置漁業権が有効に活用されているのは、21件でした。継続した漁業権が20件ですので、1件は廃業されているということですか。

また、定置の場合、個別漁業権ですが、経営者が変わったという事例はありますか。それと、区画漁業権は、ほぼ団体漁業権で変わりなしと考えてよろしいでしょうか。

● 相澤副技幹

まず、1つ目の御質問、定置漁業権の件数についてお答えします。

令和5年の切替えに向けまして、令和3年度に漁業権に切替えに向けた行使状況の実態調査を行ってまいりました。その時点では、3件について、漁業権者が切り換え後に定置漁業を継続する意思がないことが示され、その時点で実際に作業されていないということを開き取っております。そのため、海区漁場計画を策定しなかったという経過がございます。令和5年5月15日に公表した漁場計画は、こちらの策定に向けては21件で作業してまいりました。免許申請の段階になり、もう1件漁業権を申請しない旨の意思が示され、最終的に免許する件数が20件になったものです。

それから、2つ目の御質問につきましては、経営者が変わったということがあったかということですが、今般ではなかったということです。

最後に、区画漁業権は団体漁業権かあるいは個別漁業権か、という御質問があったと思いますが、こちらはすべて神奈川県の場合については、区画漁業権は団体漁業権となっております。漁協漁業協同組合から申請を受けております。お答えは以上です。

○ 櫻本委員

1点確認ですが、定置漁業権のところ、漁具の最深部が水深 27 メートル以上の定置網による漁業となっていますが、これは 27 メートル以上の深さという意味ですよね。

● **山本水産課長**

27 メートル以上の深さに設置する定置網で、大型定置網というものです。

ウ 漁協の合併について・・・資料 3 により水産課水産指導グループ 蓑宮副技幹から説明。

○ **高橋委員**

湘南漁協の合併の場合、中身が独立採算で名前だけ合併したような感じですが、漁業権は代表組合である大楠漁協の 1 つになりますか。独立採算ということなので、今まで通り各組合に共同漁業権と各漁業権が出るのでしょうか。免許期間中なので切り替え時期ではありませんが、4 組合が合併した場合には、区画漁業権と共同漁業権を 1 つにするのか、従来通り、各浜ごとに漁業権を認めるのか、県の基本的な考えを教えてくださいたいです。

● **相澤副技幹**

まず、漁業権についてお答えいたします。漁業権者につきましては、湘南漁協さん 1 本ということでございます。御質問のありました区画漁業権などの更新につきましては、共同漁業権、区画漁業権も行使規則は、それぞれの漁業権で策定し直すということになっています。それぞれの漁業権になっており、その行使規則の中で定められています。行使できる者は組合員さんですけども、それも大元の漁業権者の漁協さんの組合員さんが行使するという形の行使規則を策定しております。

● **蓑宮副技幹**

補足いたします。合併いたしましても、部会制という形をとれますので、これまでの各漁業権は、支所ごとの意向で行使規則の変更等をできる状態になっております。基本的に運用上は、今まで通りの 4 漁協の単位でそれぞれの行使ができる状態になっております。

エ 「かながわ水産業活性化指針」の取組状況について・・・資料 4 により水産課水産企画グループ 関師副技幹から説明。

○ **浪川委員**

新規就業者数についてお伺いしたいです。昨今 20 数名で推移されていますが、目標

値としては41人です。この目標のために、新規就業者の着業・定着支援など行われていると思いますが、今、こういった施策が有効に機能しているかということ、感触で構いませんので、御担当者から教えていただけないでしょうか。

● **仲手川水産企画グループリーダー**

令和5年度から新たに漁協や漁業者の方向けに、セミナーを開催しました。新規就業者の方が、実際に短期間で辞めてしまうという事例がありますので、できるだけ長く就業していただくように、どのような課題があるのかを明らかにして、外部講師の方を招き、実際にどのように対応したら良いか具体的に説明していただきました。

その結果、若い世代の就業者が今どんなようなことを考えているのか、いわゆる価値観の違いがあることを認識していただき上手く対応できるようにする、という研修の内容になりました。受講者のアンケート結果によると、ほぼすべての方が研修内容について、非常に満足されたというような回答をいただいております。以上、そのような取り組みを新規に進め、就業者を確保したいと思います。

○ **浪川委員**

ありがとうございます。結果が出るように期待しております。

○ **堀井委員**

タチウオについて、お伺いしたいです。今回、産卵から漁獲に至る間は東京湾の中で閉鎖的な資源として振る舞っていきそうということですが、親資源の方は外海との交流はいかがでしょうか。産卵場の確保をどう具体的に進めるかということに繋がるのかなと思っております。

また、東京湾の資源ですので、まずは研究レベルというところですけども、千葉県との協力体制が非常に重要かと思いますが、その点いかがでしょうか。

● **滝口水産技術センター所長**

タチウオ資源につきましては、産卵場が東京の湾口部であることが確認されております。また、産卵した量と翌年の漁獲量にはかなり強い相関があるということで、まとまったグループになっていると思います。しかし、東京湾口で産卵場が形成されておりますので、他海域からの移入ということも否定できませんが、まだ知見が十分揃っていない状況でございます。

また、今、神奈川県内の東京湾内でのタチウオは重要な位置を占めております。それはおそらく千葉県とも同様と思われるので、千葉県とも情報共有を図りながら、この資源についての調査研究を進めていきたいと考えております。

○ 堀井委員

ありがとうございます。

○ 田口委員

内水面の生産量も減っていますが、この理由を教えてください。

● 照井漁業調整・資源管理グループリーダー

資料4、1ページ目の表にある内水面生産量について、平成15年から20年にかけて大きく減っております。これにつきましては、漁獲量の集計方法の変更が理由でございます。それまでは、遊漁による漁獲量も生産量としてカウントしていましたが、遊漁は除き、純粋に漁業として行われている漁獲量に変更したため、大きく減少しているように見えるものでございます。あと、養殖業につきましては、経営体の減少というのが大きな要因となっております。

○ 向井委員

食に関する施策のところ、質問をさせていただきます。

4ページ「令和5年度の主な取組の1つ目、抗酸化成分セレノネインを多く含むマグロ血合肉」に関する部分、これまでの基礎研究の成果が形になってきたと推察しますが、人への効果研究の進捗や、どれぐらい論文が発表されているか。また、特産品としての販売ということ考えたときに、その機能性を活かした機能性表示食品への届出等、具体的な計画があるようでしたら、教えていただきたいです。

● 滝口水産技術センター所長

まず、セレノネインを多く含む血合肉は、約100名の神奈川県職員と共同研究を実施しております。聖マリアンナ医科大学職員で試験を実施いたしました。その結果、マグロの血合肉を食べると血中のセレノネイン濃度が上昇するということが確認されております。また、血液を調べることによって、人のストレス度にも改善が見られたということが明らかになっております。

さらに、この結果を基に、令和5年度三浦商工会議所さんと連携して、地元で研究会を作りました。その研究会は、マグロの加工業者さんや飲食店の方に入っていただき、このマグロ血合肉を活用した料理、加工品の開発部分を手がけております。一部の飲食店では、既にメニューとして提供しているところがございます。引き続き、マグロ血合肉に留まらずマグロ全体の消費を1つの題材として、地域振興を図っていきたいと考えております。また、将来的には、例えばサプリメントや機能性加工食品も考えていきたいです。

○ 星野委員

セレノネインの研究のおかげで、今まで使われなかった部分を使って収益につなげるというのは大変ありがたい話です。それを今、三浦市としても進めております。ただ、その加工をする段階でどの程度まで手をかけたら、その効果が薄れないか、飲食店に提供するまでの管理の仕方を整理し提供していきたいです。昨日、商工会議所の来年度の計画があったので、加工業者さんだけではなく飲食店とともに色々なことに挑戦していきたいと考えております。

○ 田口委員

アユの魚道確保のような施策があるかお聞きしたいです。天然で何とか残すことが地元のDNAを守ることに繋がるので大事ではないでしょうか。

● 原内水面試験場所長

魚道につきましては、堰などの管理者が設置をしているものです。このため、試験場では、魚がのぼりやすい魚道となるように、アドバイスをしております。この他、魚道のない堰などでアユの遡上が阻害されている場合は、その堰の上に漁業者が汲み上げ放流を行います。それに対する技術的アドバイスをしております。また、地元の天然資源を大切にするという観点から、アユの産卵場造成を漁業者が実施しており、その造成の指導も合わせて行っている状況です。

○ 田口委員

京都市は、アユの稚魚が遡上する時期だけ魚道設置するといったような取り組みも行われているので、何か参考になるのではないかと思います。

○ 櫻本委員

アユに関連して、その友釣りにより確保された親魚と書いてありますが、これはどう違いますか。

● 原内水面試験場所長

今までは、短期継代アユと言いまして相模湾産由来の親を用いて継代数の少ない、2、3代目の天然に近いアユの放流を行っていましたが、近年漁業者の方から、釣れたアユを親に用いればより釣れるアユができるのではないかという提案がございました。新たな取組として、釣れたアユを親にした種苗生産ができないかという研究に着手したところでございます。

○ 櫻本委員



実際にたくさん釣れるかどうかかわからないですね。

● **原内水面試験場所長**

今後ある程度の量が確保できた時点で、検証していきたいと考えております。

○ **櫻本委員**

ありがとうございます。

オ 令和6年度当初予算（案）主要施策の概要・・・資料5により水産課水産指導グループ 榎本グループリーダーから説明。

○ **田口委員**

東京湾の貧酸素水塊の対策研究費が去年は332万円計上されていたのが、減額され302万円になっています。ここについては、神奈川県はしっかり予算をつけていただければと思っています。

次に、まず、キハダマグロ向けの浮魚礁が導入されたので、その後の進捗を教えてください。

最後、総務省の地方公共団体定員管理調査において、神奈川県の水産業の試験研究養成機関の職員数は2005年75人が2015年62人で、2023年57人と推移しています。専門家が減り、TAC魚種の管理に重点が置かれ、県独自の調査ができなくなっているのかと懸念しています。

最後に意見です。職員数を増やし、頻繁な異動をなくし専門性を磨ききちんと神奈川の漁業を見ていただきたいです。異動がある場合は、前任者との引継ぎをきちんとやっていただくことが、円滑な業務継続になりますので、そちらもお願いしたいと思います。漁業者の方は、悩みを、漁協の職員、漁業者仲間に相談しますが、科学者として一番多いのは、水産試験場の職員さんです。一番身近な科学者なのです。水産試験場の職員の方々の十分な確保が神奈川県の水産の未来に繋がると考えています。

● **照井漁業調整・資源管理グループリーダー**

まず、浮魚礁に関しては、元々令和4年度から令和5年度にかけて、作成設置をする予定ではございましたが、ウクライナ情勢など世界的な資材価格の高騰により入札不調になり、事業の実施が遅れております。予算に関しては、令和5年度予算を繰り越しという形で行います。今回の説明資料には出ておりませんが、令和6年度中に設置をする予定でございます。浮魚礁については、以上です。

● **滝口水産技術センター所長**

貧酸素水塊対策研究費については、令和5年度の当初予算と比べて約30万円ほど減額となっておりますが、これは令和5年度に購入した海中の溶存酸素を測定する装置の備品購入費が減額されたものです。その他の研究に必要な経費につきましては、令和5年度と同額となっております。

この装置は、小型底びき網などを営む漁業者さんに協力していただいて、日々操業している漁場で、海底付近の溶存酸素の情報を提供していただくために使うものでございます。これまで水産技術センターでは、江の島丸、ほうじょうという2隻の調査船で、月3回ほど海洋観測を東京湾で実施しておりました。これに漁業者さんからの溶存酸素の情報が加わりますので、貧酸素水塊の分布や動態予測の精度が向上することが見込まれております。

○ 田口委員

ありがとうございます。

○ 高橋委員

海業推進事業とありますが、漁業者の収入増や組合員増になることを考えていくのが本当の海業だと思います。そういう中で、明後日から海洋ツーリズムで湘南港から平塚、大磯へ海上タクシーの試運転を開始する記事が出ています。それに我々漁業者はどういう向き合うのか、どういうふうに活用するのか。漁港の使用目的が国の使用目的に使えるように、県や市に漁港を多目的に使えるようにしてくださいと知事にもお願いしています。多角的に漁港を組合にも利用させていただきたいです。海上からのお客さんによる組合の所得向上や生産向上を考えた方が良いと思います。

湘南漁協は、組合員の数が少ないから合併したのが正直なところですが、経営の合理化をするための合併をしていかないと、漁業者の生産も上がらない。海業を漁業協同組合にもう少し身近に対応できる形に、ぜひお願いをしたいと思います。

● 石黒水産振興担当課長

まず、最初の方のお話で、今回クルージングについては、湘南港を拠点に3月28日から開始されます。大磯港や湘南港が、クルージングや海上タクシーの行き先になっているという状況です。このクルージング事業について、令和6年度は小田原漁港などの漁港の活用については、ニーズも含めて地元の漁業者さんの利益に叶うものなのかどうかなどの調査を、来年の事業では開始していくという話を聞いております。

一方で今回、漁港漁場整備法が改正され、令和6年4月1日から施行されるという中で、漁港の活用事業というのが新たにこの法律の中では定義されました。これは、漁港の生産基盤としての機能というのは、当然守っていかなければいけないという中で、それをまず基本としながらも、余剰部分やその他直売施設といったいわゆる海業につい

て、活用していけるような形での法律の整理ができたというところでございます。これは当然制度の中では、漁港管理者は小田原であれば県であり、その他の漁港は市町であり、それぞれ管理者が地元の方とお話をしながら調整し漁港活用事業に関する計画を立て、活用できるようにしていくという制度でございます。漁業者さんの所得向上というのは当然メインとして取り組まなければならない内容でございますが、そういった意味では、これまでよりも漁港の多目的化っていうのは、利用しやすい形にはなっているということなので、今後は小田原も含め県として、漁港管理者としてもそういったところをどう活用していくかは、地元漁業者さん、関係者さんと連携・調整しながら進めていきたいと考えております。

### ● 山本水産課長

海業については、先ほど高橋委員が言われた通り、近年漁獲量が減り、漁業者の所得が低迷してしまっています。県としましては、例えば、三崎、小田原に民間の交流施設、販売施設、食堂を導入するのを支援し、漁港に賑わいを作るということで、海業に取り組んできました。ただ、そこで漁業者にとっての海業との繋がりというのは、漁獲物を提供してそこで売り、食べてもらうということに、ある意味限定されていまして。

しかし、水産資源が減少してきて漁獲量が減っているという中で、漁獲、水産物の供給だけでは十分な漁業者の所得の向上に繋がりません。そこで、資料5の5ページ、11ページに掲載している海業の推進のとおり、今回漁業者の所得の向上に繋がる海業、これを推進していこうということで6年度新たな予算を計上させていただいております。具体的に先ほどお話があった海洋ツーリズムで外から入ってくる人がいて、そこを漁業者が主体となって、市町それから地元の民間の事業者等と連携して、漁業者の所得に繋がるビジネス、そういったものを展開していこうということで、この予算を計上させていただいております。そこは我々としてもまず、漁業者の所得向上ということで、それを念頭にこの海業に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

### ○ 浪川委員

私も海業の関係です。先ほど仰っていただいたことで大分納得しましたが、この4月から新しく法律が改正される中で、漁港施設等活用事業というものができました。今後、水産庁さんもそれをどんどん押していき、政策として拡大していこうと考えていらっしゃると思います。民間の方、こちらでいうパートナーとなる企業というのが、漁港の施設用地を活用しやすくなるという法律でもございます。神奈川県というのは海業発祥の地でもございますし、非常に魅力的な場所であると考えており、そのような考えを持たれる企業さんも多いと推察します。そのため、神奈川県に適したビジネスモデルを検討するという中で、漁業者さんがその中にどう入っていくか、神奈川県さんの方針と

してモデル的に御提示いただけると助かります。確実に漁業者さんの所得に繋がるように願っておりますので、そのあたりについて、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

● **山本水産課長**

今まさにビジネスモデルというお言葉が出ましたが、6年度に計上している新規の予算は、まず漁業者さんが主体となって、必ず漁業者さんの所得の向上に繋がる。これをしっかり検証して、それを1つのモデルケースとして、その漁業のある地域ごとに色々な漁業の背景があると思いますので、それを活かして漁業所得の向上に繋げるビジネスモデルを作って、それを県内に展開していこうというものでございます。

○ **鳥海委員**

海業という視点で水産部局として取り組んでいただき、大変ありがとうございます。また、県西地域活性化プロジェクトでは、既に県の政策局と連携をして取り組んでいただいています。

市町村としても、一緒に取り組んでいきたいと考えております。

● **山本水産課長**

こちらこそよろしく願いいたします。

2 審議事項

ア 令和6年度栽培漁業実施計画（案）について・・・資料6により水産課漁業調整・資源管理 照井グループリーダーから説明。

○ **田口委員**

アワビ類についてです。神奈川県技術センターの研究で、磯焼けの状況が相模湾と東京湾では違っていると入念な調査でわかりました。そうするとアワビに関しては、東京湾の方で放流するというのでしょうか。

● **照井漁業調整・資源管理グループリーダー**

まだ相模湾の方でも希望するところがあります。若干海藻が残っているところがありますので、希望する漁協さんには引き続き供給はしていきたいと思っております。

○ **田口委員**

ありがとうございます。

○ 蒲谷委員

3ページにある調査について、この調査報告はどこかで見ることができますか。調査をするだけで、報告が挙がっていないのではないのでしょうか。

● 照井漁業調整・資源管理グループリーダー

この栽培実施計画に対する結果という形ではまとめてはないですが、各々水産技術センターの事業概要や研究報告などで、報告はされております。

○ 蒲谷委員

その結果、意味があるから続けているのですか。

● 照井漁業調整・資源管理グループリーダー

そのとおりです。

○ 蒲谷委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 櫻本委員

採捕量の調査を行うと書いてありますけど、放流魚であるかどうかというのは、基本的にはわかるのでしょうか。この4魚種、5魚種ですね。

● 照井漁業調整・資源管理グループリーダー

基本的にはALC薬品をつけて、それがついているかどうか。マダイやトラフグなど鼻腔隔皮欠損と言いまして人工的に育てたものは、鼻の穴が欠けているとか。ヒラメについては体色異常であるとか。貝類については、殻の色が人工的に育てたところが白く、見るとわかります。そういうことから放流魚か天然魚というのを判断して、採捕率放流効果などを判定しております。

○ 櫻本委員

ありがとうございました。

○ 田口委員

過去に、マダイは遊漁者が6割取っていたような調査が神奈川県であったと思いますが、現在もそういう調査は行われているのでしょうか

● 照井漁業調整・資源管理グループリーダー

はい。現在も、栽培漁業協会でマダイ遊漁船の調査というのをやっており、全体の釣獲量の推計を行っております。現在でもやはり6割程度は遊漁者が釣っている、という結果が出ております。

○ 田口委員

他魚種に関してもやっておられたりしますか。

● 照井漁業調整・資源管理グループリーダー

他の魚種については、トラフグをやっております。

○ 堀井委員

まず、サザエについて、県の栽培漁業協会の方に種苗生産が移管されることに伴って、移行期間のため予定数量を若干縮小したとの説明がありましたが、放流サイズも小さくなっています。これは、20mmから15mmに下げて、単純に大丈夫なのかという印象があります。これも移行期間のためなのか、それとも今後はこのサイズとなるのかをお伺いしたいです。

またお願いになりますが、先ほど田口委員からTAC対応のことで大変と仰っていたことと逆行になってしましますが、水産庁が進める新たな資源管理への対応ということで、資源評価の対象種が拡大され、今回御紹介いただいている栽培、神奈川県のカサゴ栽培対象種もその多くが資源評価の対象種となっております。そのことが数量管理に直結するという点では必ずしもありませんが、マダイについては日本海中西部・東シナ海系群で、既にステークホルダー会議を経て、TAC管理に向けたスケジュールに入ってきたような状況もありますので、それを横目で見ながらこちらの調査体制も取り組んでいく必要があるだろうと考えます。

栽培漁業で放流効果を確かめるための調査と、資源全体を把握するための資源調査は、おのずと目的・方法も異なりますので、どう組み立てていくのか。遊漁調査と併せて、今後考えていく必要があるかと考えております。

あと、水産機構の方で現在取りまとめをさせていただいているところですが、現時点では県で年齢別漁獲尾数については、各県で調査したものを積み上げて、それを合算するようなやり方になっています。今後、例えばTAC対象種の準備段階に入ることになった場合には、資源評価案の根拠がどれだけ正確なものなのか、データから求められたりすることもあり得ますので、やはり統一的なデータ収集なり解析というのが、今後必要となってくると思います。その点も踏まえ、他県や水産機構ともよく御相談しな

がら進めていただきたいという、これはお願いでございます。よろしく願いいたします。

● 照井漁業調整・資源管理グループリーダー

サイズの点について、サザエのことは堀井委員の仰っていたように、初年度ということで目標を下げており、将来的には栽培基本計画の目標では、またサイズ 20 ミリ 60 万個という形に向けて、徐々に上げていくようにはしたいと思っております。

3 その他

○ 鳥海委員

水産振興につきまして、神奈川県ของ皆さんにはソフト・ハード両面で御尽力いただき、大変ありがとうございます。

水産業の活性化という中で、先般県の水産技術センターにも大変御協力いただき、「小田原あんこう」を神奈川ブランドに登録をしていただきました。生産者はもちろん、県、販売関係者、飲食店等も含めまして、PR の効果を上げていこうという取り組みであり、ご協力いただきまして本当にありがとうございました。

1 月には水産庁の「Fish-1 グランプリ」(「国産水産物料理コンテスト」)にて、「小田原あんこうカレー」が入賞いたしました。「小田原あんこうカレー」は、地元の事業者が製造し、漁港の駅 TOTO CO 小田原等で販売をしております。

また、地場の魚の活用として学校給食の食材に、去年はイシダイを使用し、今年は3月に、サバフグの唐揚げを提供したほか、市内の「こども食堂」にイシダイを提供するなどして、生産者や事業者の皆さんと協力して活動しております。このように、しっかり地域の経済が回るような取り組みが必要だと思っており、これらの取り組みは、各種マスコミに取り上げていただきました。小田原での取り組みを御紹介させていただくとともに、今後も水産業の振興に寄与してまいりたいと考えております。

以上